

昭和五二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079  
振替 東京0-58431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額 400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

いま「現実対応」とは何か ..... 2

実をとったのはだれか ..... 3

— 総評拡大評議員会決定の意味するもの —

資料① 統一準備会発足にあたって(当面する労戦統一への対応) ..... 5

資料② 原案への追加補強 ..... 5

資料③ 労戦統一に関する労働団体間協議・補強修正 ..... 6

資料④ 四単産共同修正案 ..... 6

資料⑤ 四単産「声明」 ..... 7

資料⑥ 総評規約第十七条 ..... 7

資料⑦ 宇佐美同盟会長発言の撤回を求める(総評) ..... 7

労働者と国民の利益に敵対 ..... 8

— 同盟新運動方針案の特徴(一) —

「民主的行政改革」とは無縁 ..... 10

— 行政改革の本質とたたかい(三) —

小さな一歩から大きな前進を ..... 13

— 「大衆闘争路線」の組織的追求に向けて」を読んで —

「反ソ宣伝」の第一歩は歴史の捏造 ..... 16

— 「ソ連脅威論」の虚構(三) —

号外発行のお知らせ ..... 20

# 旬刊 社会通信

NO. 146

一九八一年二月二日

一九八一年二月二日

(毎月一日・二日・二日三回発行)

## ■ 巻頭言 ■

## いま「現実対応」とは何か

「国際情勢の展開と、わが国の国力すなわち国際的責任の負荷の推移を見極めつつ、現実的対応を適確になさなければならぬ」と思うのであります。この観点にたつて、冷静に考察するとき、理想論に走るの余り、現実を無視することは出来ないものであります。すなわち、非武装主義ではこの責任を全うできるものではないという認識を、私は持たざるを得ません」

一月一日第一九回公明党全国大会における竹入中央執行委員長あいさつの一節である。国民の常識ということ、どこかの新聞社の世論調査の結果とみられるデータを一ひきあいに出し、国民・有権者の八割に近い人々が「自衛力」の必要性を認めているとし、自衛隊を解体・縮小すべき、とするものはこの一〇年間、常に二〇%をこえていない、とも云う。だから現実的対応をおこなない、政党の責任を果たすとして公明党は外交・防衛政策の転換をおこなった。

昨今、現実対応とか、現実主義と称してまことに奇妙な動向が増大している。しからはヨーロッパにおけるあの爆発的な反核運動の高まりはなんだろうか。レーガンの狂気の核軍事戦略の増強にたいする反発はもとよりであるが、失業とインフレはヨーロッパ全域をおおい深刻な事態にある。核軍縮から、全面軍縮へ、世界の大多数の人民の願い——常識はここにむいているのではないだろうか。専守防衛の自衛隊といってもいま大・小どこの国でも軍備の増強は核をともなったそれであることは疑いない。核戦争の危機はヨーロッパだけでなく、中東でもアジアでも同様である。社会党の石橋政嗣氏は云う。

「軍事大国になって世界の覇者になろうなんて野望を捨てて、理想をやや高く掲げて精神的にリードしよう。憲法の原点に立ち返って人類を破滅から救うには完全軍縮しかないんだと、日本はその先頭にたつ」

非武装中立の理念をいまこそ高くかかげるべき……というのである。賛成である。これが今日の情勢下における適切な現実対応だと考える。ところが、同じ社会党にも現実路線がはびこってきている。

「日米関係を考える会」(武藤山治、横路孝弘氏ら)では、「憲法の規定にもかかわらず自衛隊は二十六万を超える軍隊にまでなっている事実を否定できない。また、日米安保もアジアにおける一定のバランスのなかに存在していることも事実である」とし、自衛隊を認め専守防衛システムにしろ、と主張している。これが果たして現実路線だろうか。

某新聞の最近の憲法・行政法学者八八六人のアンケート結果をみると、自衛隊違憲七・三%、合憲二六・八%となっている。ここにも自衛隊違憲の常識があるのだ。さらに憲法改正論にたいする反応は、一般国民の世論調査も前記憲法・行政法学者のアンケートでも改正反対が圧倒的である。

とすれば、核装備、徴兵制、海外派遣にまで進もうとする政府・自民党・独占資本の意図を十分承知のうえで、いま何故、自衛隊と安保を容認しようとするのか。開戦四十年、戦後三十六年を経た今日、いまこそ反戦平和、反核、全面軍縮の課題が重要になってくるべきではない。現実対応とか称して、自民党やアメリカのレーガンに追随する必要があるのか。

われわれは、言葉としての現実対応、現実主義、現実路線についてその中身と本質を徹底的に追及すべきであると考え。このように革新的政治戦線や労働戦線の一部に安保と自衛隊容認が台頭したことを心から憂える。やがて核装備したアメリカの軍艦の寄港も事実の積み上げでそれを現実的に容認することになり、非核三原則もくずれ去るおそれがある。

「現実」とは、巧みにつくり上げられるものであることをわれわれは知らなければならぬ。いまこそわれわれは非武装中立の理想こそ高くかかげ、まやかしの現実対応をはね返さなければならぬ。

# 実をとったのはだれか

——総評拡大評議員会決定の意味するもの——

## 条件つきで参加決定

総評は、十二月七日の拡大評議員会で、条件つきで、加盟単産が十二月十四日に発足する労働戦線統一準備会に参加するとの方針を決めた。その条件とは、(1)労働戦線統一に賛成するすべての単産に門戸を解放すべき(選別反対)、(2)宇佐美同盟会長が「選別」発言を撤回しないかぎり、準備会参加を保留するというものだ。

## 左派の主張はとり入れられたが

拡大評議員会議案は、さきの二つの条件もそうだが、十一月四日の臨時大会議案とは大きく異なる。

その一は、臨時大会議案にあった「基本構想についてその大筋を理解する」との表現、また総同盟との団体間協議のなかの「意見の一致がみられない点については、基本構想を出発点として、トップ会談の経過をも尊重」との表現が削除された結果、あたかも基本構想が「タナ上げ」され、左派の主張がとり入れられたかのような宣伝がおこなわれたことである。

この宣伝を「説得力」あるものにしたのは、十二月三日、宇佐美同盟会長が同盟中央評議員会のあいさつで、一日の農協労連への回答書よりもっとはつきりと、「『基本構想』承認が準備会参加への条件」と次のように強調したことであった。

「私たちは、六月三日統一推進会決定の『基本構想』を機関で了解した単産が、準備会に参加するという原則を明確にしてゆきたい、十二月七日の総評拡大評議員会の動向が注目されるのであるが、『基本構想』に対する賛否をあいまいにしての統一対応ということでは、昭和四十八年の二十二単産会議失敗の轍を踏むこととなる。……私は、『基本構想』を守り抜く決意を改めて表明する。一部の組織において、『基本構想』は理解するがそれは賛成でないとか、『基本構想』とは相矛盾する『反自民全野党共闘や、統一に対して反対している統一労組懇系組織も参加させるべきだとする総評五原則堅持』といった方針で、統一にナダレ込みを考えるとすれば、これにも断固反対していかねなければならぬと思う」

これにたいし、資料①として掲載したが、十二月五日、総評五役会議が「発言撤回」を宇佐美同盟会長に申し入れ、さらに十二月七日、拡大評議員会に先だっておこなわれた総評幹事会で、資料②で掲載した「本部原案への追加の補強」がおこなわれ、そこで、「団体間協議(総評―総連合―同盟)で一致するまで保留する」といわれ、団体間協議の一致の条件として「①同盟宇佐美会長発言の撤回、②全単産が総評方針を統一して貫くため、同盟側に総評・総連合両議長合意を団体間協議として確認を求める」ことが明記されたことであった。

たしかに、総評の方針は七月の定期大会、十一月の臨時大会、そして拡大評議員会と大きく変わり、左派勢の統一した力(共産党系の諸君は統一労組懇系の力を過大に評価しているが、これは一面的な理解で不十分)と大衆行動の盛り上がりによって、総評の初期の方針を実質的に空洞化させたことは正しく評価されねばならない。それだけに詰めの作業が正確にだんことしておこなわれなければならなかったのである。

## 安心は禁物

拡大評議員会の議案ならびに結果については三つの見方がある。

第一は、統一労組懇系の修正案を否決しても、左派の主張が多くとり入れられ、しかも拡大評議員会直前の「あの宇佐美発言」があるのだから、団体間協議は進むまい。したがって、十二月十四日の統一準備会には、総評内の積極推進派組合（鉄鋼労連、全日通、合化労連、全鉱、電通労連）も、準備会参加の道はとざされたも同然。これを契機にこれまで守勢に立たされていた総評が、積極的な反勢に転じ、同盟の八二・三年度運動方針の内容を大々的に宣伝し、総評対同盟の思想闘争に転化することができ、実質的に労戦「統一」を破綻させることができるというもので、これが大部分の見方である。

第二は、第一の見方は甘いというものだ。それは、たしかに宇佐美発言の撤回は困難で、撤回発言をするとは思えない。しかし、統一労組懇系が拙速にも修正案を提出し、それが否決されたことは、実質的に統一労組懇系組合が「準備会参加を拒否」したことを意味するものだ。同盟および統一推進会が拒否したい組合は共産党系組合なのだから、これらからの願望はかなえられた。したがって、同盟も統一推進会のなか（同盟傘下ではゼンセン同盟、電力労連の二組合、中立の自動車総連、中連・電機労連、総評・鉄鋼労連、全日通で三対二、または四対二）では、宇佐美発言をストレートに主張するのではなく柔軟にかまえ、総評民間単産をとり込みながら分断を促進していくのではないか。だから、条件づきとはいえ、「準備会参加」を決めたことは、重大な危惧を残すというものだ。

この危惧は拡大評議員会後の記者会見（榎枝議長、富塚事務局長、黒川民間単産会議議長が出席）で、榎枝氏は団体間協議の一致という中味について、「基本構想をつくった統一推進会がこの方針を了解すれば、宇佐美同盟会長も推進会の一員なので、同盟も了承したとみなす」と述べたことよって増幅された。

第三は、統一労組懇系の四単産が提出した修正案の立場（資料④、⑤）である。これは、「基本構想反対が明確でないから反対」というものだ。だが、彼らの主張には運動家としての苦悩がない。統一労組懇系組合がいわゆる「フラクション」の立場をはるかにこえ、あたかも独立した第五のナショナルセンター的な活動に打ってでたことが、どれほど総評主流派内左派の立場を困難にし、活動を阻害しただろうか。また、岩井氏や国労、全港湾、日教組の社会党左派の血のじむような努力にたいし、いともかんとんに、「彼らはわれわれの方向に寄ってきた」といってはばからない独善的な主張がどれほど真の統一に役立ってきただろうか。与えたのはマイナスの効果ばかりである。彼らに欠けているのは、战友としての連帯感、同志愛である。これでは真の統一は生まれない。強く反省を求めたい諸点である。

さらに拡評では議事運営が総評内左派組合と統一労組懇系の不信感を増幅させた点で強調されねばならない。だれがみても、議事運営は組合民主主義を欠くものであった。それに抗議したのが統一労組懇系組合を除き、全港湾の評議員だけであったことはきわめて残念なことといわねばなるまい。

## 執行部への監視をさらに強める。

いずれにせよ、総評が「準備会参加」を決めたことは、今後、参加を前提に事態が進むことを意味する。執行部はあらゆる手練手管をつうじてそれを実現しようとするだろう。それだけに、よりいっそうの活動の強化が求められるのである。その努力は、幾層倍強められなくてはなるまい。

資料① 総評拡大評議員会議案（一九八一・二二・七）  
 「統一準備会の発足にあたって（当面する労戦統一への対応）」

当面する労働戦線統一への対応については、第六三回定期大会（八一・七・二〇）（二三）以来、第一回拡評（八一・九・一四）、第二回拡評（八一・一一・三）そして第六四回臨時大会（八一・一一・四）と機関会議を開催、その間総評幹事会は、各単産との間に、民間単産会議を中心として、部会別、グループ別、あるいは個別的に話し合い、組織内の合意形成に努めてきた。

また、団体間協議については、トップ会談を中心として合意の進展に努力してきた。われわれは、こんにちまでの組織内討議と労働団体間協議の現況をふまえ、二月十四日に予定されている民間先行の「統一準備会」発足にあたり、それへの対応を中心とする当面の労働戦線統一への対応について、以下の事項を確認し、今後の労働組合運動の強化、発展を期すこととする。

① 統一の目的と民間先行統一

労戦統一の目的は、労働者の利益の増進と権利の拡大を図ることにある。そのため民間先行の労戦統一と共同行動をすすめる。同時に今後の団体間協議を通じて全的統一を実現する。

② 準備会への参加・運営・任務

① 準備会は真の労働者の結集をめざし、労戦統一に賛成するすべての単産に加入の門戸を開放する（統一準備会に参加を決定した単産が選別排除される場合は、全体として参加を留保し、民間単産は統一して対処する）。

② 準備会へは、『五項目補強見解』を堅持して参加し、各単産の討議結果をふまえて自由な討議を保障するとともに、労働運動発展のため力と政策をもつ活動方針づくりと共同行動を発展させる。

③ 民間単産協議会の性格

将来発足する民間協議会（一九八二年秋の予定）は、民間単産のゆるやかな共同行動体であり、既存のナショナルセンター、産別・地域組織との間に組織的対立や競合関係を起すものではない。また協議会は、一致できる要求・課題を追求し共同行動を積み重ね、一致できないものについてはそれぞれの独自行動を認め合う。

④ 統一準備会への参加方法

- ① 各単産は、拡大評議員会終了後すみやかに準備会参加を決定し、可能な限り八二年一月末までに手続を完了する。
- ② 組織事情によって、なお討議を継続する単産も、遅くとも三月末までに手続を完了するよう努力する。
- ③ 一二月一四日の統一準備会には、既に参加を決定している五単産（鉄鋼労連、全日通、合化労連、全鉱、電通労連）が出席する。

資料② 総評拡大評議員会議案（一九八一・二二・七）  
 「本部原案への追加補強」

1. 拡大評議員会は、幹事会原案を確認した上、準備会参加については、団体間協議（総評―総連合―同盟）で一致するまで留保する。

① 同盟宇佐美会長発言の撤回

② 全単産が総評方針を統一して貫くため、同盟側に総評・総連合両議長合意を団体間協議として確認を求める。

2. 原案に賛成できない組合は、①「基本構想」を支持することができない。②「基本

構想」にたいする五項目補強見解、及びその他の意見について団体間協議で詰める。③その結果をみて参加の対応をきめる。(労働統一にたいし総評の統一と団結を守るための提案「太田顧問」)にそって、当面団体間協議の推移を見守る。

3. 今後の取扱いは、幹事会が民間単産会議と協議のうえ判断し、対処する。

資料③ 総評・総連合の両議長会談要旨(一九八一・一二・五)

### 労働戦線統一に関する労働団体間協議・補強修正

労働戦線統一に関する労働団体間協議については、八一・一〇・二四付、総評・総連合の両議長会談要旨として、去る一月四日・第六四回臨時大会に報告・提案された。(本誌第一四二、一四三号参照)

一二月五日現在、これを以下の箇所について補強修正する。

前文(「労働戦線統一については……」以下九行にわたる全文を削除し、以下の文章に改める。……以下各項も同様)

準備会の発足と今後の労働統一を円滑に推進するため、総評・総連合の両議長間で話し合った結果、つぎの点で合意が可能であると判断した。

#### 5. (選別排除問題)

労働統一に賛成し、労働者の利益擁護のため、相互に協力・共同し、誠意をもって共同をすすめるようとするすべての単産に門戸を開放する。

#### 8. (統一準備会問題)

準備会では、運営要項、運動方針、予算などを審議することになっている。しかし、基本構想についてもトップ会談の経過を尊重し、各単産の討議結果をふまえて民主的に討議し、広範な労働者の結集体になさわしいものにするよう最善の努力を払う。

#### 9. (民間先行の民間協議会問題)

将来発足する民間協議会(一九八二年秋の予定)は、横断的な民間単産のゆるやかな協議体ないしは共闘組織である。したがって、一致する要求課題について共闘を強化発展させ、一致できない問題については相互に独自行動を認め合う。

資料④ 四単産共同修正案(一九八一・一二・七)

### 総評第三回拡大評議員会議案の修正について

議題「統一準備会の発足にあたって」について

上から一行目「当面する労働戦線統一への対応については」からあとを全文削除し、以下の文章を挿入する。

十二月三日の同盟第五十回中央評議会における宇佐美会長発言は「統一準備会」への参加は、統一推進会がよびかけている「基本構想」の承認を前提としたものであることを重ねて明らかにした。

これは、統一を名とした右翼的再編をはかるものであり、反労働者、選別結集の路線である。よって、われわれは以下のとおり対処する。

(1) 統一推進会の「基本構想」は、露骨な労資一体化、反共主義路線であり、統一の名において右翼編成をはかろうとするものである。総評は「基本構想」に反対の立場を明確にする。

(2) したがっていかなる形、表現にせよ「基本構想」の承認を前提とした統一準備会には参加しない。

(3) 労働戦線統一は、労働者の利益と団結を守るためにおこなうもので、特定の理念による結集であってはならない。

「資本からの独立」「政党からの独立」「一致する要求にもとづく行動の統一」の三原則

の確立によってあらゆる傾向の労働組合の大同団結をはかるべきである。

提案組合 運輸一般 日本医労協  
建設一般・全日自労 国公労連

### 資料⑤ 拡大評議員会決定についての「声明」(四単産)

一、総評第三回拡大評議員会は、「基本構想」を前提とする統一準備会への参加の方向を決定した。

これは、今後の日本の労働組合運動の前途に重大な障害をつくりだしたものである。

二、また議案の採決に当って、総評規約第一七条の二を無視して、三分の二以上賛成の確認もおこなわず、一方的かつ強引な採決を強行した。その決定の効力には重大な疑義がある。

三、われわれは、すべての労働者と労働組合と共に、日本の労働組合運動の民主的再建のため、ともに奮闘するものである。

一九八一年十二月七日

### 資料⑥ 総評規約第一七条

第十七条 評議員会は、評議員及び役員をもって構成し、評議員総数の三分の二以上の評議員が出席することによって成立する。評議員会の議長はその評議員会において、評議員の中から選出するものとし、選出方法は評議員会が定める。

2. 評議員会の議事は、出席議員の三分の二以上の多数の賛成によって決定する。
3. 役員は評議員会において発言権を有するが票決権を有しない。
4. 略

### 資料⑦ 総評五役会議(一九八一・一二・五)

#### 宇佐美同盟会長発言の撤回を求める

当面する民間先行労働戦線の統一にあたり、一月三日同盟宇佐美会長は総評の対応方針を批判した。

総評として、労働戦線の統一は、あくまでも「思想・信条・イデオロギー」などによって差別すべきではなく、労働者の利益擁護のため互いに協力し誠意をもって共闘をすすめるすべての単産について門戸を解放し、全的統一にむけて努力をすることが正しいと考えている。

先に統一推進会が発表した「基本構想」について総評は大筋理解の立場をとりながらも、これを支持することを決めたわけではない。すなわち「基本構想」について各単産が反対、補強、賛成というさまざまな意見が出されたことについて、大会の意志決定として「五項目補強見解」をしめし、その実現をはかることで総連合との間に積極的に協議を続けてきたところである。

そして一月二四日の統一準備会発足を前に、いま最終的合意をはかるため積極的に努力している最中、「選別」すなわち総評の対応方針を拒否する態度を表明されたことは納得できないだけでなく、不穏当な発言といわざるをえない。

労戦統一は、一つのナショナル・センターの思惑や、方針によって達成されるものでなく、あらゆる立場、条件の違いを超えて話し合いを進め、相互の立場を理解し、尊重して信頼関係確立のうえになしとげなければならぬと考える。

以上の考え方に立って宇佐美会長発言を直ちに撤回することを要求し、総連合↓同盟↓総評間の団体間協議を再開して、準備会発足が成熟できるよう強く訴えるものである。

## 労働者と国民の利益に敵対

### ——同盟新運動方針案の特徴(二)——

同盟が、わが国を「西側の一員」として位置づけ、「自由陣営の連帯と協調」の「強化」のために、「防衛のための共同責任と分担」を果たすべく、「防衛力」の「整備」との表現で、軍事力増強を表明したことは第一四五号で述べた。本号ではその他の特徴点を指摘しておきたい。

#### 帝国主義的海外進出も擁護

第一は、独占資本の海外進出に全面的な強力を約束していることである。

「しかしながら……核兵器の禁止を世界に訴え、平和国家を宣言した憲法を有するわが国が果たしうる役割は一定の限界がある。したがって重要なことは、進んで平和の脅威を積極的に解消していくために、わが国の国際的地位にふさわしい経済的・政治的役割を重視し、国際政治のなかにおける主導力を発揮していくことである。……世界の平和の前進ならびにわが国の安全保障にとっても重要な、南北問題の解決に、積極的に取り組むことである。……わが国の経済協力を拡充し、とくに、政府の開発援助や援助条件が、先進工業国の最低水準にあるという現状を打破することが当面の急務である」

またこうもいわれている。

「今日、わが国の商品輸出をめぐって、単に対米関係のみならず、E.C.や東南アジア諸国とも摩擦をひきおこし、友好関係にも重大な影響を及ぼしかねない状況にある。……このような問題に対して、労働組合は批判者の立場に立つのではなく、……労働組合が今後の政治や経済、あるいは平和の確立について指導勢力となるためには、いまからその自覚と責任による行動がなければならない……。このような話し合いによる協力の推進を「労働外交」というならば、ここに、これからの労働組合の新しい役割がある」

この考え方は、第二臨調第一次答申『行政改革の理念』で独占が希求する「国際社会に対する貢献の増大」と同一である。

#### 「参加」という名の合理化協力路線

第二は、「参加」論の積極的展開である。現在、世界不況は長期化の様相を呈し、国内にあつてはロボット化、N.C.工作機、O.A.に示される合理化が急速に進められつつあり、今後、失業問題が大きな社会問題となることは必然だ。そこで強調されているのが「労使協議制の確立による合理的労使関係」を基盤とする「参加」論である。

「経営の基本方針、生産、設備の基本計画など経営に関する諸事項については、共同決定へと前進させることが必要……」

また「参加」の目的についてはこういわれている。

「……生きがい、働きのよいある労働環境、すなわち労働の人間化をめざし、職場における作業方法、目標、スケジュール、職場運営の手続き等について、職場レベルでの参加を促進することが、これからの課題である」

#### 社会党左派、官公運動にはげしい敵意

第三は、同盟路線「民主的労働運動」「労働組合主義」の確認のうえに、労働「統一」の推進、官公労働運動への敵意、政治戦線の再編がうたわれていることである。

労働「統一」ではこういわれている。

「……基本構想は、大筋において、われわれの方針をふまえたものである。……われわれの主張してきた統一の原則と基調の最低条件について、これを明確にし、共通の認識に立つことを強く求めている」

さらに、労働「統一」の官公労運動におよぼす影響についてはこういつている。

「また、われわれは、官公労働の民主化を精力的に進めなければならない。民間における新しい結集への動きは、すでに行き詰まりつつある官公労働運動に、衝撃を与えずにはおかない。それは、官公労働内部の良識ある人々をゆり動かし、やがて大きな胎動となるであろう。官公労働の民主化、これが全的統一への前進である」

こうした観点から「建設的な革新政治勢力の大結集」、つまり「民社党指導の……健全な野党づくり」が、「八〇年代における……最大の政治課題」と位置づけられ、社会党左派排除の姿勢を露骨に示していることである。

「……社会党は、いわゆる『日本における社会主義への道』の見直しを全党的討議に付しているが、この『道』をめぐる論議は、党内の対立をますます深めることになろう。

『非武装中立』に代表されるこの党の非現実的な政策―その背後にあるイデオロギー的体質は、わが国政治改革の障害となっているが、そのようななかにおいて、社会主義協会と対決し、社会党を現実的な健全野党に改革しようとする芽が生まれつつある。われわれは、政界再編成を促進する立場から、これらの動きを注目し、ともに政治改革に立ちあがることを期待するものである」

#### 悪法も法である

さらに、「労働組合主義」の定義にあたっては、官公労、公労協労働者のもつとも当面するストライキ権問題について、相かわらず――

「われわれは、独裁を排し、自由と人権を擁護するために、あくまでも議会制民主主義を堅持する。したがって、政治スト、違法ストに反対する」

ことがうたわれていることが特徴である。

以上、簡単に同盟運動方針案の特徴点を指摘したが、それは、政府・独占と同様の国際情勢の認識にたち、①原子力発電の推進、②行革の推進、③農業「近代化」という名の切り捨てを全面的におし進める以外のなものでもない。総評路線と共通点は何一つないことが明らかであろう。したがって、今や総評および傘下労働組合と組合員は、総評路線の再確立こそが求められているし、そのための条件は成熟していることに自信と確信をもたなければならぬ

#### (十二頁からつづく)

な利潤をもたらす「大規模プロジェクト」については、ごくわずか「検討」をしているだけである（生活関連事業や離島、過疎地域の振興の予算はむしろとられてしまうが）。本州四国連絡橋は、「現在実施中のルート四橋の建設に当面限定する」のみであり、整備新幹線も関西新空港も「慎重な検討」をおこなうというのみで、削減、抑制の方向は示していない。これらは「活力ある社会」のために重要だからである。

#### 四 徹頭徹尾独占奉仕の内容

以上のように、第一次答申が示す「財政再建」は、徹頭徹尾独占奉仕の内容である。「民主的行政改革」とは縁もゆかりもないものである。この答申をうけてすすめられた国会での諸議決も、同じ性格のものでしかない。われわれは、その実行の段階で最大限の抵抗をおこなない、自分たちが生き続け、働き続ける条件を守らなければならない。

## 「民主的行政改革」とは無縁

——行政改革の本質とたたかい(三)——

### 一 国会闘争は不十分

一月二七日、行革関連特例法が成立し、臨時国会の審議が終了した。この国会での対決は開始直後につまづいたあと、最後まで盛り上がりながら終わってしまった、というのが定評である。「論戦の方は仲裁裁定、人事院勧告をめぐる裏折衝に気をとられ、おざなりだったのではないか」とマスコミからもひやかされている。「ハーフ・スィングで打った内野フライ」といったところか。この打者はどうも、外野席の野次が気になって、バッティングに力が入らなかったようである。

行革関連特例法には、厚生年金などの国庫負担の減額(一、九〇〇億円)、特定地域(離島や過疎地域)の公共事業補助かさ上げ抑制(四六〇億円)、児童手当の所得制限強化(六〇億円)、四〇人学級の抑制(五六億円)、などが盛り込まれている。地方公務員法改悪で定年制導入が義務づけられたし、国家公務員と三公社職員の退職手当で引き下げも、やや緩和されたが決められた。所得税の減税は五〇〇円と、雀の涙ほどにもならなかった。老人医療無料制度見直しは継続審議にはなったが、これからも相手は攻撃の手をゆるめないだろう。

自治労、日教組、都市交などのストライキがうたれ、多くの労働者が努力はしたが、劣勢をくつがえすほどの盛り上がりにはならなかった。社会党、総評も、共産党も、行政改革との全面対決という方針はもっていないので、激しい対決にはなりえなかったのである。しかし、「永田町」でのたたかいは終わっても、ここでゲームセットというわけではない。敵の攻勢はこれから本格化し、労働者を襲うのである。全国各地での抵抗闘争を強化して、労働者と貧しい国民の利益を守ってゆかなければならない。

### 二 なりふりかまわぬ既得権の剥奪

臨調の第一次答申は、前回も述べたように、人件費、福祉、文教などを狙った支出削減が直接の目標である。この点にかんしては、いわゆる「官僚の作文」にみられるあいまいさはなく、主旨も具体的方策も、明解である。「第二、緊急に取り組むべき改革方策」にそれが述べられている。その内容を、各項目ごとに見てみよう。

人件費については、「I、支出削減と財政再建の推進」の「II、支出と収入に関する一般の方策」のなかで、「定員、給与等の合理化により極力抑制を図るとともに、旅費、庁費等の経常事務費については前年度と同額以下にする」と書かれている。いうまでもないことだろうが、自民党と独占資本は「役人の仕事は非効率」「役所はヒマな職場」という常識を最大限に利用している。実際には高級官僚はヒマでも現場の労働者は忙しく働いているのだが、その実態をまともに見ようとはしないのである。そして「II、行政の合理化、効率化の推進」のなかで、さらに方針を具体化している。

「非現業においては、一般の職員について五年間に一〇%を上回る削減を行うこととし、その他の特別の配慮を要する職員を含め全体として五年五%程度の削減を行うとともに、

五現業においても、これに準じて措置する」となっている。「その際、ここ数年間、削減措置を行わなかった職種（教官、医師、看護婦等）」も対象に含めると、つけ加えてある。

「五年で5%なら一年で1%、たいしたことはない」と思ってはならない。作業量がふえ、増員しなければならぬ部分も含め、平均して5%である。そのため、省庁間配転の促進、退職勧奨の強化も明記されている。

「給与に関する成績主義のなお一層の推進」「退職手当等の一部改正」（これは臨時国会で国家公務員については決まった）「共済年金の見直し」「高齢者の昇給抑制」など、あらゆる方面から賃金引き下げもはかられている。

特殊法人においても、「国家公務員の給与抑制措置に準じて抑制」するし、「賞与についても国家公務員を上回る支給率についてその適正化を図る。退職手当も…適正化を図る」。もちろん、この「適正化」とは引き下げることにはほかならない。公労協、政労協の労組がいくら奮闘しても、国家公務員以上の回答をしてはならないと、命じているのである（また、合理化についてもいろいろ書かれているが、第一次答申よりもっとすさまじいものを、「引き続き検討」しはじめてるので、次回にゆずる）。

地方公務員にたいしては、なお厳しい態度がある。「(7)給料、退職手当等については、国家公務員、地域の民間事業の従事者等との均衡が図られ、かつ、地域住民の納得が得られるものとすべきであり、そのための一方策として、各地方公共団体において、職員の給与の実態等を住民に積極的に公表するものとする」と書かれている。ここでいう、「地域の民間事業」とは、その地域の中小企業のことである。

これまでの「人件費攻撃」に際して、商工会議所やライオンズ・クラブが保守勢力の意志統一の場になっていた。そこに顔をだす中小経営者は、自分が雇っている労働者の賃金より、自治体労働者の賃金が高いことは、まったく都合なのである。彼らにとっては、春闘共闘が要求する地域最賃の額ですら「高すぎて経営を圧迫する」と考えられる。それでは、「活力ある経済」はできないというのである。そういう者たちの「納得が得られる」ところまで賃金を引き下げよ、というのがこの答申の主張である。

しかもさらに念を入れて、「(1)不適正な給料表の使用、不適正な退職手当制度、職務に対応しない等級への格付け、違法な昇給期間の短縮等…個別に指導を強化する等正のための方策を講ずる(2)国家公務員の給与水準（退職手当を含む）を著しく上回る地方公共団体に対しては、財政措置を講ずる」という恫喝も加えてある。今日までの労働者のたにかいでもかち取った成果を、すべて奪い取ろうというのである。

一月二七日にははやくも、自治省が「各地方自治体が期末・勤勉手当の算定基準凍結など、国に準じた措置をとらない場合は、それだけ余分の財源があるものとみて、特別交付税の減額などの制裁措置をとる」との方針を明らかにしている。また全国市長会に出席した近藤事務次官は、退職手当カットを実行し、国家公務員の給与水準を上回る職員給与の自治体は、早急に適正化計画を提出せよ」と強く要請している。

合理化についても、教員、消防職員の増員抑制、公共施設の民営化、学校給食の共同調理場方式への転換と民間委託、清掃業務の民間委託など、冷酷に、そして盛りだくさんに

方針をだしている。「国の法令で定める定数を超えて配置している職員(たとえば、革新首長下の自治体では、保母の数はどこでも国の基準以上、それでも労働強化がひどい)については、その是正について強く指導する」とも書かれている。逃げ口をみなふさいで、合理化をおしつけようというのである。

### 三 福祉も大幅に後退

福祉にかんしては、「自立・自助の精神」が弱い者いじめの手段となっている。もう読者のなかに誤解はないだろうが、「自立・自助」とは、「自分で立てるよう援助する」のではなく、「自分で立てない者は相手にしない」ことである。

たとえば高額医療費の自己負担限度額引き上げが答申に書かれ、厚生省予算の概算要求では月額三九、〇〇〇円から五一、〇〇〇円に引き上げるとされている。家庭内に重病人をかかえる人は痛く思い知らされていることだが、入院すれば差額ベット代や付添い婦の費用で(「個室しか空いていません」といわれ、看護婦が足りない)で付添いなしでは不安)、また保険のきかぬさまざまな治療ですぐに数十万円、長期なら数百万円がなくなる。こういう金のかかる医療にしておいて、「自立・自助せよ」というのがそもそも間違いないのである。その一端としての自己負担限度額引き上げが、おこなわれようとしている。「貧乏人は入院するな」という政策である。国民健康保険への国庫補助の一部を地方自治体におしつけるのも、厚生予算で明らかにされている。おしつけられた自治体は当然、他の予算をけずって補助しなければならぬ。

その他、年金支給開始年齢引き上げ、児童手当で削減などは、直接に労働者、小経営者の生活を圧迫するものである。社会福祉施設の民営化、管理・運営の民間委託になれば、必然的に「受益者負担」は大きくなる。なぜなら「民間」とは「利潤追求」のことだからである。

文教予算の抑制においても、最大のものは人件費の削減である。いわゆる「四〇人学級」の実施はストップされた。先進国では一クラス三〇人が常識であり、二〇人台のところも少なくない(だから教員数も日本よりずっと多い)というのに。うけもちの生徒数が多ければ、教師の労働が強化されるだけでなく、「おちこぼれ」がいてもいいいにめんどろをみられない。すべての子を持つ親たちの損失になるのである。国立大学の学部、学科、研究所の統廃合、清掃、電話交換などの民間委託が実行されれば、教官も職員も人べらしの対象になる。

義務教育教科書無償制度の見直しも、検討されている。近頃、教科書の内容の改悪(反動化)が指摘され、大きな抗議運動がおこっている。質の悪い教科書を買わされては、ますます我慢ならない。現在も種々の教材費は払っているが、その上に教科書代がかさなれば、またまた生活費を削り、払えない家庭の子供をいじけさせてしまうのである。

ようするに、この答申をそのまま実行すれば、「つけ」は働く者の生活、労働条件の切り下げになる。「政・労・使の協力」と政府・独占資本はいうが、大資本はまったく「協力」はしていないのである。財政赤字の最大の犯人である公共事業の膨張、とりわけ多大

## 小さな一歩から大きな前進を

——「大衆闘争路線」の組織的追求に向けて——を讀んで——

十一月一日発行の社会通信第四百一十一号「大衆闘争路線」の組織的追求に向けて」を讀んで、私はこの内容が今、私たちが実践している活動内容ではないかと考え、この原稿を送付させていただきました。

### 仲間の信頼感が増大

行革、都財政再建合理化、清掃区移管・民営化に職場から反撃をというところで、青年層が先頭に立ってたたかいを組織化してゆかなければなりません。しかし、ここ数年の新採ストップ攻撃のなかで、各職場における青年層の減少がいちじるしく、青年層に青年部活動への展望がなくなっている現状があります。

ところが、南部地区（港、品川、大田）の清掃青年部では「小さな一歩から大きな前進」というスローガンの下に、たとえば、石けん、くつ下の支給状況、風呂場の実態を出しあい、「どうして同じ職場で状況が違うのか」「どうして自衛隊には支給され、おれたちには支給されないのか」という内容の討論や、労働基準法・衛生法・清掃条例等々の学習を三年間続けてきました。そのなかで今では、役員同志の信頼感を支え合い、各役員の活動への責任の自覚と喜び、さらに学習心も生まれてきています。また、労働組合運動のあり方や仲間づくりの大切さを認識した活動家も生まれています。

そこで、今この三年間をふり返り総括をしてみますと次のようになります。

### 各役員が一任務を分担

七八年の秋、地連を再建するために、本部青年部執行委員であった私と再建時役員による話し合いを、七九年の春の再建総会に向けて続けました。この再建に向けて問題になったことは、前会計の不明金の処理でした。しかし、七九年の春に総会をもち、再建しようということになり、役員体制を確立するとともに各役員が一任務分担でその任務を着実に全力でやる、さらに月一回役員会をおこなうということを確認しました。たとえば、会計問題は会計と議長で、野球問題は事務局長が…というようにし、役員会では幹事会の反省と「地連とはなにか」の討論をやることにしたのです。また、幹事会については一年を通して一つの議題で討議をしてゆくことも確認しました。これらの確認のもと、再建総会を開き青年部南部地連は動き出したのです。

私はつねに役員会や幹事会に参加することにしました。幹事会の一年間の議題を「かけ足作業について」として第一回の幹事会を開催しましたが、役員からの一方的な話して「討論の柱が見えない」「内容が難しい」等々の声が出され、その幹事会はただ集まっただけというものでした。次の幹事会に向けて反省会もやりましたが、とにかく続けようというところを確認し、第二回目の幹事会を開催しました。しかし、それは第一回目の結果や各支部の青年活動の状況から結集状況が悪く、流会の状況になりました。

## 仲間とともに大きな前進へ

その時私は、「人数が集まるのが幹事会の目的ではないし、このように集まってきた仲間を大切にして地連の目的である支部間交流ということで、幹事会＝懇談会というように位置づけ、今後幹事会を進めてゆくことが大切だ」と助言するとともに、各支部代表にたいして「皆さんの支部では石けんやタオルは支給されているのか、風呂はどうなっていますか、……警察官や自衛官は下着やくつ下まで支給されていて、どうして住民にとつて重要な仕事をしている私たちには支給されていないのか」という問題提起をしました。それが発端となりこの幹事会は時間のたつのも忘れにぎやかに進みました。その後の反省会で役員一致して今後、「石けん問題、風呂問題」を進めること、さらに「小さな一歩から大きな前進」というスローガンを確認したのです。それからは幹事会で、また、合宿で論議を進めてゆきました。

この過程のなか、役員も自信を持ち、さらに以前からおかしいと思ってきた作業（慶応仲通りとという狭小道路の早朝作業）を通常作業にする活動をする役員が出たり、石けんが支給されていなかった支部でも支給させたり、また職場定期大会で「石けんの支給」を要求する発言をしたという幹事報告が出されてくるようになりました。しかし、職場定期大会での要求発言についてその大会代議員の多くに笑われたということでした。

その他、風呂についても職場の基本組織のなかに提起したりしたという報告が出されました。だが、石けん支給が十分なされていない、また権利意識が高いと思っている支部では思うように討論に参加できない状況もありました。そして野球大会も成功し、会計問題も完全に処理できました。しかし、八〇年総会に向けて役員ひとりがおりにすることになりました。そこで私が役員に加わることで八〇年体制を確立してゆくことにしました。その体制をつくるに際して役員会で十分話し合い、野球の総括、幹事会等々の総括をするなかで、八〇年体制は「小さな一歩から大きな前進」のスローガンの下、石けん問題、風呂問題を引き続き討論の柱とする。また野球大会については実行委員会体制をつくる。ニュースの発行を問題提起をする形で、月に数回の割で発行してゆく。賃金等々のアンケート調査をしてゆく。幹事会でニュース、アンケート調査結果にもとづいて討論してゆく、等々の方針をもって進めてゆくことが確認されました。

八〇年総会后、野球大会については実行委員会体制をつくり成功をおさめ、幹事会では「公民権問題」まで話しが進展し、合宿では「労働者の権利問題」について学習するということまで進展しました。さらにまた、ある一部の組合員から「物とり闘争ではだめだ」と批判を受ける状況や、合理化攻撃が強まるなかで、「そんなことよりも反合闘争を重視しろ」という声も生まれましたが、それにはたいしても「私たちのたたいはたんなる物とりだけでなく、そのたたいをおしてどう組織力が高められたか。すなわちたたいに自信をもち、次への展望をひとりひとりがつかみ、組織力を高めたか」という「小さな一歩から大きな前進」の意義を明らかにしてきました。この過程のなかで役員会や幹事会も定着しました。八一年総会に向けてまた役員に年齢的な問題、病気という退任条件が生じ

て役員交替をよぎなくさせられました。しかし、留任できる役員は残る決意をし、新しい役員を加え役員体制を確立しました。

### 「風呂問題」で集中したたたかい

八一年総会後役員会で「幹事会で権利問題、労働法、清掃条例、安全衛生法等々を学習し、幹事会後の役員反省会を役員学習会にする。また役員会を別に月一回開催する」と確認して実施してきました。そのような幹事会のなかで再度「風呂問題」が出され、役員会でもこの問題を一年間徹底的にやってみようということを確認しました。

そしてまず合宿に向けて役員会として調査・研究をし、資料づくりをするということでも役員全員で保健所に見解を聞きにいたり、分担して資料あつめ、資料づくりをしました。また毎週のように役員会を開き十分な討論をしました。合宿では地連の基本組織の代表団労の仲間を加え「風呂問題」を中心に討論してきました。合宿後の役員会において、合宿の総括をするなかで今後もひきつづき「風呂問題」を追求するための職場の風呂の実態調査、医学書等々の文献調査を実施し、職場討議用の完全なる資料を作成することになりました。

また今後の幹事会においては年休問題、自分の賃金、その他の労働者の権利を学習し、「風呂問題」を含め討論をしてゆくということになりました。さらにまた春闘期には地連の基本組織と合同の賃金学習会を実施してゆくことも確認しました。この確認の下現在では月に二〜三回の割で役員会を開き、全員で調査研究をするともに幹事会では学習・討論を実施しています。

なお今年になって七九年に職場大会で石けんを要求して代議員に笑われたという報告をしていた職場では「所側との団交によって石けんの支給を予算化させた」という報告や、風呂場を改善させてきた職場では清潔で高温の湯が出る風呂に毎日入れるようになったという報告も出されています。

### 職場からの反撃をめざして

以上の総括からも明らかのように、私たちは職場から反撃体制をつくるためにという目標を持ち「小さな一歩から大きな前進」のスローガンの下に討論、学習、調査、研究、実践を展開してきました。今後この運動を清掃全体の運動へ結合させてゆくという目標を持ちながら、引き続き展開、発展させてゆきます。

(東京・S)

### (十九頁からつづく)

国内に残ったAKの一部は、その「反ソ」を買いた。進撃してきた赤軍やGLに白色ゲリラとなって抵抗した。大戦中に赤軍が解放した東欧で、武装した白色ゲリラが戦後も抵抗活動したのはポーランドのみである。一九四六年末までに、数百名の赤軍兵士と四千名近くの民主ポーランドの活動家や政府機関の人々が戦後の白色テロの犠牲となった。

今春、ポーランド問題のNHK特別番組でも、磯村特派員は、これらの事情を知ってか知らずか、「ワルシャワの蜂起を助けなかった赤軍」と解説をしていた。この悲劇についての二つの書物の著作者たちと磯村記者の一方的で不正確な態度も批判されて当然であろう。

## 「反ソ宣伝」の第一歩は歴史の捏造

——「ソ連脅威論」の虚構(三)——

ポーランドの混乱が続いている。反共の迷優レーガン米大統領の音頭取りで、西側のマスコミはこの時とばかり「反ソ、反社会主義」宣伝に熱中している。日本でも同様であるが、「反ソ」ならばなんでも飛びつく「中国派」の名士たちの活躍が目立つのが特徴といえようか。

「反ソ、反社会主義」宣伝には、昔から使われている材料がある。最近日本で発行された二冊の書物から、その典型的なものを拾い出すのは簡単であった。二冊は次の通り。

。「わがポーランド」 N H K取材班編(日本放送出版協会)

。「ポーランド、未来への実験」藤村信著(岩波書店)

藤村信氏は、東欧問題が専門のジャーナリスト(元新聞記者)の一人である。

### 「ベルサイユの鬼っ子」

まず「ポーランド、未来への実験」での歴史の捏造を見てみよう。この著作のはじめにポーランドの近世史の概要が述べられている。まず驚くべきことは、一九二〇年五月からのポーランドとソビエト・ロシアとの戦争を赤軍の侵略戦争にすり代えてしまっている点である。

このポーランドとの戦争は、十月革命にともなう干渉戦争の最大のものの一つであった。十月革命の内戦のさなか、ソビエト政権と連合国軍に独立の承認を得たポーランドは、ベルサイユ条約で定められたソビエト・ロシアとの国境線(カーゾン線)に不満であった。ソビエト政権の再三にわたる平和交渉の申し入れは拒否された。そして、領土的野心にあふれた反共独裁者ピウスツキ將軍に率えられたポーランド軍がアメリカの強力な支援の下でソビエト・ロシアに侵略を始めたのは一九二〇年五月であった。

戦闘は最初のうちはポーランド軍が優勢。途中で赤軍がポーランドに攻め込むほど猛反撃。そして最後は長い内戦に消耗し切っていた赤軍が、カーゾン線よりはるか東側百五十キロの自国領内まで敗退した。

ソビエト政権は赤軍の力の限界を知り、妥協の道を選んだ。一九二〇年十月、カーゾン線の三十数万平方キロの領土がポーランドに奪われたまま休戦となった。

ソビエト政権の弱みにつけこんだこの侵略戦争で、ポーランド領土は五割以上も拡大した。奪った領土は、貴重な工業地帯、炭坑地帯やロシアの代表的な穀倉地帯を含む豊かな土地だった。そして、住民千二百万人(うち九百万人はウクライナ人、白ロシア人、ポーランド人は百万人だけ)がポーランドに編入されポーランドは急に多民族国家となった。

これが藤村氏のいう「赤軍の侵略」の真相である。ベルサイユ条約で独立しながら、ベ

ルサイユ条約を破ったポーランドは、まさに「ベルサイユの鬼っ子」だったのである。

ポーランドは、その後も「鬼っ子」ぶりを発揮した。一九三八年、ナチス・ドイツが脅迫でチェコのズデーテン地方を併合すると、ポーランドも同様にチェコのオルジエ地方を併合した。またこの頃、隣接するリトアニアに領土上の野心をもち、国交を断絶し武力で進出を計ったが、ソ連邦の警告で思いとどまった。

東欧史の専門家のなかには、ベルサイユ条約で生まれたポーランドがベルサイユ条約をふみにじったとき第二次大戦でのポーランドの悲劇は始まったとする人さえいるのである。

この著作での歴史の捏造は、著者が真実を知っていたかどうかは別として、ポーランドがソ連邦の犠牲者であると強調したかったためであろうが、この反ソ宣伝は、「被害者ソ連邦を加害者にすり替える」典型的な手口の一つによったものである。

### 「カチンの森」虐殺事件

二冊の書物に共通しているソ連批判の一つに「カチンの森」の虐殺事件がある。

一九四三年四月、独軍占領下のソ連スモレンスク地方の「カチンの森」でポーランド軍将校数千名が虐殺されて発見された。独軍は国際赤十字との合同調査の結果と称して、犯行は「赤軍」によっておこなわれたと発表した。これにたいして、ソ連政府はただちに否定し、一九四四年一月スモレンスクの奪還と同時に残りの遺体を発掘し独自に調査した。そして、真犯人は「ナチス・ドイツ軍」であり、「赤軍」説は、「ポリッシュ・ヴィキの脅威」をデッチ上げるための謀略であるとした。

赤軍によるこの調査発掘に立ち会い、戦後もこの事件の調査を続けた英国の新聞記者アレグサンダー・ワースは、彼の著作で次のように述べている。

「第一に、この大量虐殺の手口は、ドイツ軍の手口そのものであり、ロシアの他の場所でも無数にあった大量虐殺でゲシュタポが使った手口はまさにカチン事件のものと同じではないものであった。

第二に、ナチス・ドイツ軍はポーランド人、ロシア人の絶滅を計画し実行していたことはすべての人の認めるところであり、赤軍には虐殺する理由がない。

第三に、ポーランド人将校を銃殺するのに用いられた弾丸は疑いなくドイツ軍使用のもので、当時の赤軍が入手することは不可能であった」。

また、ドイツ軍と国際赤十字の合同調査なるものはどんなものであったのであろうか。まず、当時の国際赤十字が正式に調査をした事実はない。この国際調査団は、ナチスの熱心な支持者であるドイツ人法医学者を委員長とし、ドイツの枢軸国（ルーマニア、イタリアなど）やドイツ占領下の国々（フィンランド、デンマーク、ベルギー、フランス、チェコ、ブルガリアなど）から親ナチ系の法医学者が動員されて構成されていた。ただ一人、中立国スイスから参加した法医学者も、戦後「国際赤十字からの依頼でなく、スイス駐在のドイツ総領事に依頼されて参加した」と述べている。

調査団は、国際赤十字とは何ら関係のない、ナチスの身内ばかりの御用調査だったので

ある。こういった構成の調査団が公平な立場で真相究明に当たったかどうかは当時も多くの人々の疑問とするところだった。そして、その疑惑は戦後明らかになった。ニュールンベルグのナチス戦犯裁判に証人として出席したこの調査団の構成員の一人、ブルガリアのマルコフ博士は、自らも参加した独軍と国際赤十字（と称した）の合同調査の結果を全面的に否定し、赤軍の調査報告を真実として認めたのである。

「被害者ソ連邦を加害者にすり替えるポリシェヴィキ脅威論」はこの事件でもいかになく発揮された。生き証人の証言で真実が明らかにされたにもかかわらず、欧米の「反共屋」や、名だたる反共の謀略家チャーチル英首相の保護の下でロンドンにあったポーランド亡命政権（共産党以外のすべての党派が参加、したがって唯一の共通点は、「反ソ、反共」であった）は、ナチス・ドイツの発表する資料に依存して赤軍を非難し続けた。

西側は、その後、東西関係が緊張したり、紛争が起ると常にこの事件を持出し、そのたび毎に、もっともらしい、そして、いかがわしい「赤軍」説の「新たな証拠」をつけ加えてくり返し「赤の脅威」を宣伝し続けている。

ポーランドの混乱が続く今日、このナチス・ドイツの脚本による古くさい国際謀略に乗り、この事件を「反ソ」の材料として一方的に取扱うのは、軽卒というよりも、ジャーナリストとして最も大切な公平さ、正確さを根底から疑われるといってもやむをえない。

#### 「ワルシャワ蜂起」

もう一つの「ソ連批判」の材料も「反ソ・反共屋」の手アカのついた古くさいものである。第二次大戦の末期にポーランドのワルシャワでゲリラ蜂起にたいして、赤軍が故意に救援を怠り、見殺しにしたという非難である。

一九四四年八月一日のドイツ軍占領下の首都ワルシャワでのゲリラ部隊の蜂起から、十月上旬の蜂起部隊の全滅、ワルシャワ絶滅の悲劇にいたるまでの間、欧米の「反ソ・反共屋」とポーランド亡命政権は、赤軍の救援がおそいことに非難を集中した。

ソ連政府は、再三の悪意に満ちた（ある時は敵意に満ちた）非難にたいし、「赤軍の最大限の努力と犠牲にもかかわらず、強力なドイツ軍にはばまれて困難な状況である」ことを説明している。結局、救援作戦は間に合わず、蜂起は失敗したが、その非難は露骨な「ソ連攻撃」となっていた。この応酬は戦後も続き、「カチンの森」事件と同様に、ポーランドがらみの反ソ宣伝材料として執拗にくり返されている。

まずワルシャワ蜂起の背景を知る必要がある。独軍占領下のポーランドには、ロンドンの亡命政権が指導するゲリラ（AKと略称）と、赤軍と協力的な共産系ゲリラ（GLと略称）が共存していた。

AKの方は、亡命政権の指導で明確に「反独、反ソ」であり、「独軍とソ連軍とがたたかって共倒れするのを待つ」という方針を持っていた時期すらあった。「侵略者と解放軍をともに敵とする」というAKの方針にたいし、ナチス・ドイツ軍のポーランド人絶滅計画とたたかっていた前戦のゲリラや住民が反撥し、しだいにGLに傾いたのは当然であった。

GLが強化され、その影響力が強まると亡命政権とAKは不安であった。戦後の政治の主導権をにぎり、「反ソ・反社会主義、親欧米」の方針を貫こうとする彼らは、独軍を追ってポーランド国内を進撃する赤軍にたいし、派手な武装蜂起でその存在と力を示し、首都解放の主導権をにぎることで国民の注目と支持を確保しようとした。

こうして政治的な効果を考えて立案されたのがワルシャワ蜂起であった。この計画では、赤軍の救援は絶体的な必要条件であったが、赤軍の力で独軍の主力を撃破し、その成果だけを得ようとする見えすいた思惑で、赤軍には事前の相談はされずに決定された。また、ワルシャワのGLや一般市民も自動的にこの政治的な軍事冒険に参加することになった。蜂起計画の決定が連絡された時、赤軍はまだワルシャワから数十キロもはなれた地点であった。独軍の抵抗の激しさから、赤軍は「蜂起の延期」を助言したが蜂起は決行された。

当時のワルシャワ方面ドイツ軍司令官ティッペルスキー將軍はこう書いている。「ワルシャワの蜂起は八月一日、ソ連軍が疲れ切ったその時始まった」と。こうして悲劇は開幕された。

### ワースの証言

ここで再びアレグサンダー・ワースの著作を引用しよう。彼は大戦中、終始東部戦線（ソ独戦線）での取材を担当した西側の貴重な新聞記者である。彼は、ワルシャワ蜂起を伝え聞き、その方面の赤軍と行動をともし、その目で赤軍のたたい取材し、赤軍の指令官ロコソフスキー將軍やAKとの連絡に当たったポーランド将校（AK系）と会って事情を調べまわった。戦後は、先述のティッペルスキー將軍の記録を調べ、ワルシャワの悲劇を検討し次のように述べている。

「蜂起が始まってから急進撃した赤軍は、一時期はワルシャワ郊外に数キロの地点まで進出した。しかし、独軍は強力な応援を受け、補給路が伸び切り、強行軍に疲れた赤軍に反撃を加えた。百キロほど押し戻された赤軍は五百台もの戦車を失ったが、じりじりと進撃し、九月中旬にはワルシャワ郊外のビスツラ川に達した。

赤軍のポーランド人部隊が先頭になり再三渡河作戦を行ったが、対岸に築いた陣地は守り切れなかった。蜂起部隊も渡河部隊と連絡を取ることに失敗した。空輸作戦は独軍の激しい抵抗で最初から失敗した。」

そして、こう総括している。

「当時の赤軍の力では、ワルシャワを攻略することは全く不可能だった。ワルシャワは、ソ連からドイツ本国に至る最短距離だったので、ピットラーと独軍は死守を決意していた」ワルシャワ解放はずっとおかれて一九四五年一月であった。

ワルシャワ蜂起の失敗は、これに政治生命をかけた亡命政権とAKにとつて致命傷となつた。そして、彼らのソ連にたいする非難中傷も極端に露骨なものとなった。さらに、いつもの通り、あることないことがつけ加えられて、西側の反ソ宣伝材料の一つとして利用さ

（十五頁につづく）

緊急号外 十二月十五日発行（活動家必携）

## 八二春闘への実践的提起

予価 四〇〇円（郵送費含）

労戦「統一」問題は、(1)総評内左派勢力の統一した力、(2)職場からの大衆行動、大衆闘争の予想をこえる高揚で、統一準備会参加は破綻し、左派の一定の勝利となった。これで安心してはられない。労働組合、労働者階級を資本の手にゆだねようとの、統一推進会の策謀はまだ完全に粉砕されてはいないし、なによりも、(1)反合理化闘争、(2)労働者階級解放をめざす総評労働運動の路線の正しさが生活によって証明されているにもかかわらず、動搖に終止符が打たれてはいないからである。

資本の搾取と抑圧、資本への隷従に辛吟している労働者の勇氣と自信を鼓舞し、総評労働運動を強化、再生することの重要性は、かつてなく高まっている。そのための第一の方策は、八二春闘を最大限に高揚させることである。その条件は成熟しつつある。八一年の各組合大会では、これまでになく職場組合員の声が議場を圧倒したし、その声は労戦の右翼的再編成を痛撃した。したがって、総評と総評傘下組合員は、J・C・同盟主導の「春闘」を打ち破り、独自の春闘構築の道を模索せざるをえない。それだけに、職場労働者が創意をつくし、春闘構築の方針提起とその実践が、これまでになく鋭く問われているのである。本緊急号外では、「総評強化はおれたち労働者が一人ひとりが担う」との気迫と自覚をいっそう高める方策を明らかにしている。

### 第一章 すすむ「窮乏化」と政治反動

はじめに

- 一 悪化する労働者状態
- 1 低下する実質賃金、2 失業の増大、3 健康破壊の増大
- 二 右傾化は「窮乏化」作用の一形態
- 三 八〇年代階級情勢の特徴

1 八〇年代は失業の時代、2 インフレの激化、3 重税、4 高負担と社会保障改善、福祉切り捨て、5 軍備増強、政治反動の激化

### 第二章 労働運動はこれでいいのか

はじめに

- 一 大衆闘争の組み上げ
- 二 組合民主主義の確立をめざそう
- 三 幹部は指導性を発揮せよ

1 階級闘争に確信をもて、2 闘争路線の確立について

### 第三章 当面する闘争課題

一 賃金闘争について

- 1 賃金討論をどうするか、2 日経連の賃金論批判、3 賃金闘争をこうたたかおう
- 二 反合理化闘争
- 三 行政改革反対のたたかい
- 四 政治反動と民主主義擁護のたたかい

### 第四章 当面する実践的任務

- 一 組合機関への「不信」を克服しよう
- 1 機関依存の弱さをなくす、2 組織的な運動の前進を、3 右寄り組合のなかでも
- 二 日常闘争の改善を
- 三 原則の主張と柔軟な組織運営